

自治労福島県本部共済推進委員会

(2021年7月8日 県本部第104回中央委員会 組織討議決定)

本方針は、2021年5月27日に開催された自治労第160回中央委員会において決定された自治労本部の「新たな共済推進方針」を受けて、自治労福島県本部における共済推進上の独自課題や、必要保障額の考え方などを記載し、単組が共済推進に取り組む上での羅針盤となるように、自治労本部の「新たな共済推進方針」を補完する目的で示すものです。

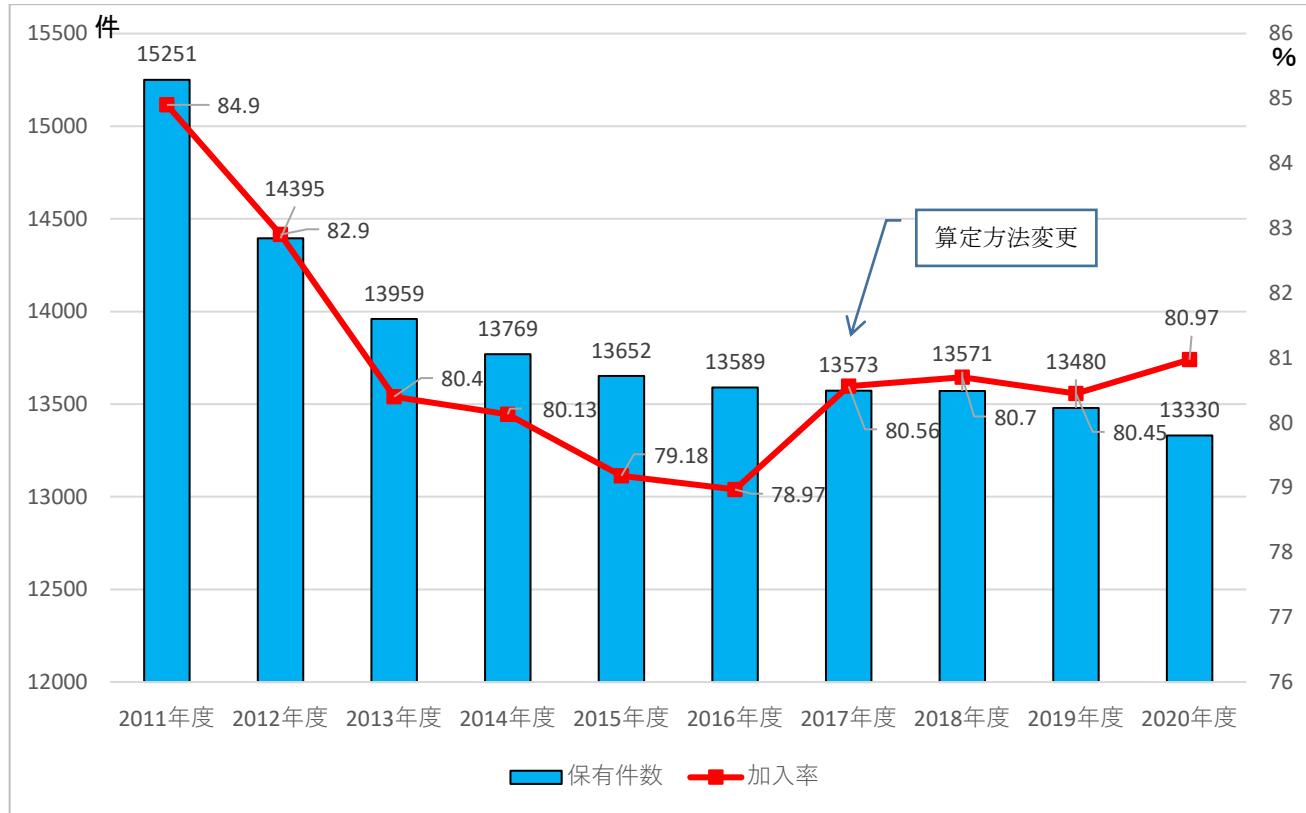
特に、自治労共済の基軸制度である団体生命共済については、2022年6月から新制度による募集が始まります。新制度の内容を充分に組合員の皆さんにご理解いただき、組織加入県継続という最重要課題の達成へ向けて、全単組、県本部、県支部、そしてこくみん共済 coop<全労済>福島推進本部が一丸となって取り組みを進める必要があります。

I はじめに

1. 福島における団体生命共済の加入状況

(1) 福島における団体生命共済（本人）保有件数と加入率の変遷

【図表1】



ア. 図表1の解説

福島においては、2011年の東日本大震災以降、毎年、保有件数・加入率ともに下がり続け、2015年度に加入率が80%を割り込み、「組織加入みなし県」となりました。2016年度と2年続けて80%を割り込み、もう一年続くと「組織加入県」から外れるところでしたが、2017年度に加入率算定方法の変更（分母の数から再任用・任期付等組合員数を除外）が認められ、「組織加入県」に復活することができました。

以降、何とか80%台を維持し、「組織加入県」を継続できていますが、2019年度以降保有件数は再び減少傾向となっており、近い将来、加入率が80%を割り込み、再び「組織加入みなし県」として「組織加入県」から外れることも危惧される状況にあります。

なお、2019年度と2020年度を比較すると、保有件数で150件の減となっていますが、加入率は0.52ポイントの増となっています。これは、保有件数の減以上に、分母である組合員数の減少があったことによるものです。

イ. 「組織加入県」とは？

組合員総数の80%以上が団体生命共済に加入している県支部のことで、その県内の全単組で以下の特典を受けることができます。県支部の加入率が80%を下回り、「組織加入県」でなくなった場合は、単組ごとの取り扱いとなり、加入率が80%未満の単組は、この特典を受けることができなくなります。

(特典)

満61歳未満で健康告知区分が「非通常就業者」でも、組合員本人に限り最低保障額（現行D型）に加入することができます。

ウ. 再任用組合員・任期付等組合員の分母からの除外について

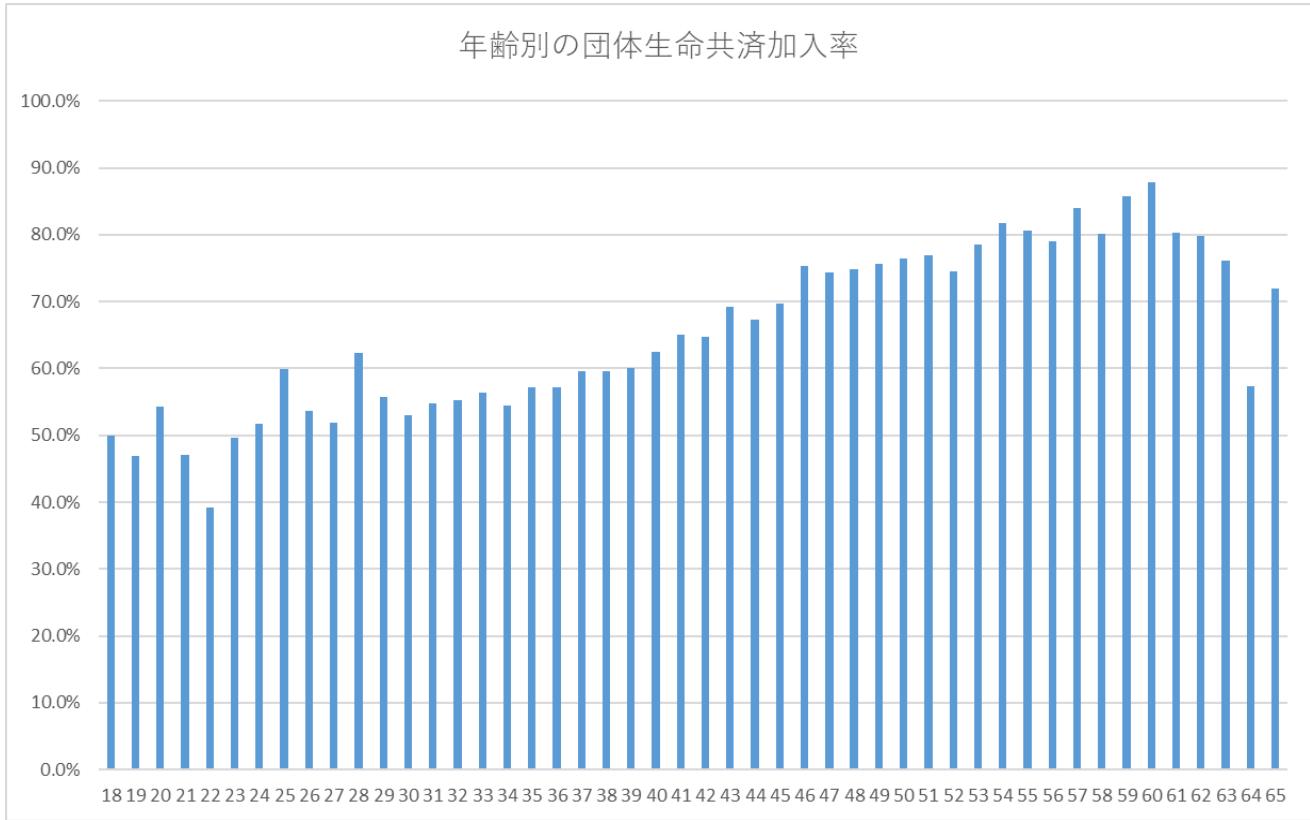
2017年度継続募集組織加入判定にあたり、県支部として共済本部に対し、「再任用者及び任期付職員等」を分母から除外することについて了承を求め、これが認められ現在に至っています。

当時の要求根拠の主なものは、次のとおりでした。

- ① 再任用者の掛金がD型2,900円から6,610円になることから、80%加入は非現実的な推進目標となること。
- ② 任期付職員については、生涯保障として団生加入メリットが少ないため積極的な推進ができないこと。

(2) 福島における団体生命共済（本人）年齢別加入状況（2021年6月1日現在）

【図表2】



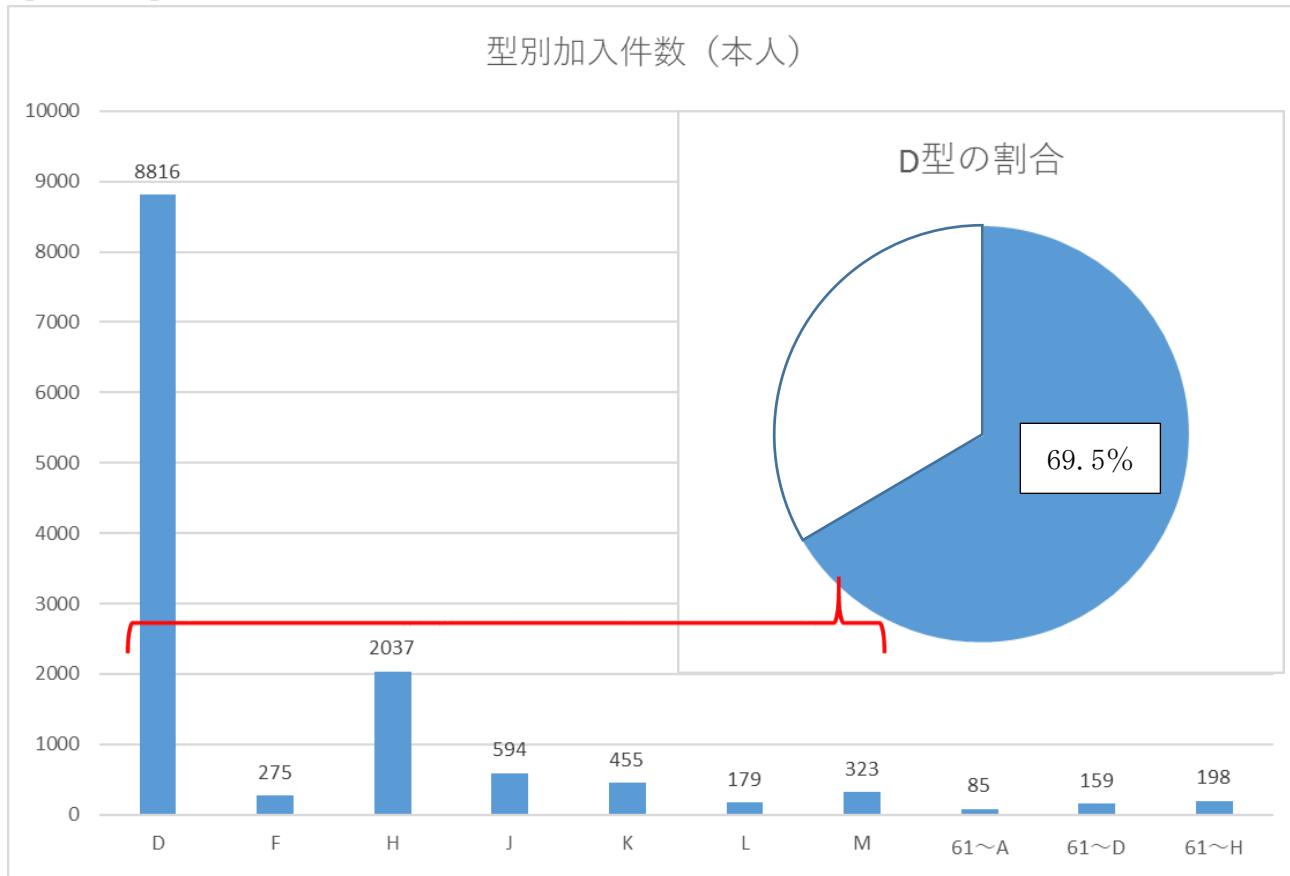
ア. 図表2の解説

図表2は、福島における年齢別の団体生命共済加入率（団体生命共済加入件数／基本型加入件数、2021年6月3日データ抽出）を表したものです。30歳以下の若年層組合員の加入率は53.7%で、全国の加入率（2019年5月現在、30歳以下22.6%）と比較し倍以上の数値ではあります、それでも約半数に留まっているのが現状です。

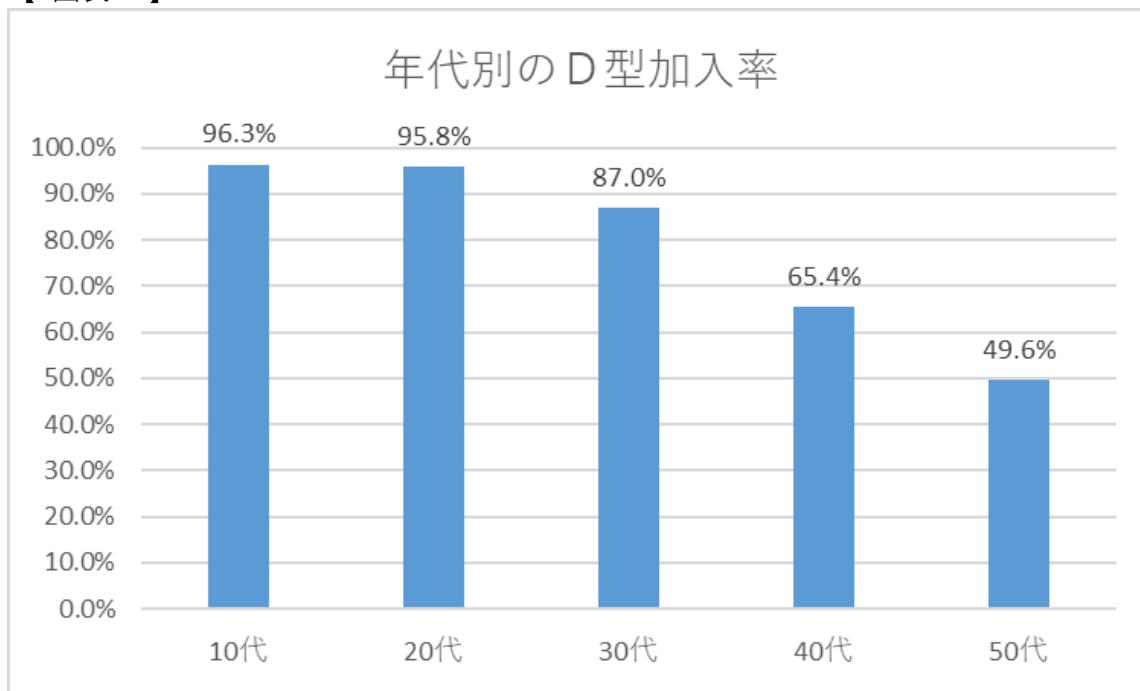
また、全国的な傾向と同じく、給付率が高くなる高年層ほど加入率が高くなっているという実態もあります。

(3) 福島における団体生命共済（本人）型別の加入状況（2021年6月1日現在）

【図表3】



【図表4】



ア. 図表 3・4 の解説

図表 3 は、福島における団体生命共済（本人）の型別の加入状況を表しています。最低保障の D型が圧倒的に多くなっており、全体（D型～M型）に占める割合は、69.5%にもなっています。

また、図表 4 は、年代別のD型加入者の率を表しています。30代組合員までは 90%前後の高い割合となっているのが分かりますが、50代でも約半数はD型に留まっているという実態もあります。

このデータから次のようなことが推察できます。

- ① 長期共済や税制適格年金、マイカー共済等を利用したいので、とりあえず団体生命共済は最低保障（D型）に留めている。
- ② 民間生命保険にも入っており、団体生命共済は「お付き合い」程度に最低保障（D型）に留めている。
- ③ 市町村職員共済組合や地方職員共済組合の付加給付（一部負担金払戻金の制度）があるため、医療保障は最低額で足りるので、必然的に最低保障（D型）に留めている。死亡保障の不足分は、グループ保険や民間生命保険で補完している。

イ. 抜本改正後の推進に関して

現行制度では、死亡保障と医療保障が予めセットされている型セット方式ですが、抜本改正後は、組合員が死亡保障と医療保障を選択する（組み合わせる）ことができるようになります。まず推進にあたっては、組合員のライフステージに合せた必要保障額を導き出し、その上で死亡保障の型と医療保障のコースを選択し、掛金を確認・調整することになります。

また、組合員の可処分所得の向上のために、じちろうセット共済を総合的に利用し、保障を一本化するように誘導することも必要です。

II 県本部共済推進方針

1. 県本部共済推進基本方針

【図表5】

県本部共済推進基本方針

(2020年10月16日 県本部第107回定期大会 決定)

- ① 組合加入と同時に、必ず全員が総合慶弔共済（基本型）に加入することとします。
- ② 組合員全員の団体生命共済加入を目指します。
- ③ 主軸制度である団体生命共済の加入率80%維持を実現するため、じちろうマイカー共済や住まいいる共済を利用する場合については、まず団体生命共済に加入することを原則とします。
- ④ アフラック（アメリカンファミリー）のがん保険については、あくまで団体生命共済の補完商品として取り扱います。単組は、その他のアフラックの商品は取り次ぎを行わないことを原則とします。

ア. 図表5の解説

① 残念ながら、組合員数=総合慶弔共済（基本型）加入数となっていない単組があるのが実態です。改めて、組合加入と同時に必ず全員が総合慶弔共済（基本型）に加入することを単組の執行委員会（共済推進委員会）で確認する必要があります。

②及び③ 図表1に記載したとおり、「組織加入県」から外れてしまうと、県内自治労組合員であれば「誰でも、どんな病気にかかっていたとしても最低保障額には加入できる」という特典を受けることができなくなります。「組織加入県」から外れると、今度は各単組が加入率80%を超えているかどうかが問われることになります。残念ながら、県内の約半数の単組は、加入率80%未満であり、これらの単組については、「誰でも加入」の特典を受けることができなくなってしまいます。

また、制度的には、じちろうマイカー共済や住まいいる共済については、出資することで生協組合員となれば、加入できることになっています。しかし、単組としてこれを認めてしまうと、ますます主軸制度である団体生命共済の加入率が下がり、「組織加入県」から外れてしまうことで、結果して「助け合いの共済」の根幹が崩れてしまうことになります。

このことを単組の執行委員会（共済推進委員会）で再確認いただき、まずは団体生命共済へ加入したうえで、他の制度を利用し、全単組が加入率80%を達成すること、そして組合員全員の団体生命共済加入を目指すことが必要となっています。

④ 2018年度の団体生命共済の制度改正により、初めてがん保障特約（福島の場合、がん診断共済金、がん死亡共済金各20万円）が付帯されました。それまでは、団体生命共済にがん保障がなかったことから、制度を補完する意味で、アフラック（アメリカンファミリー）と協定を結び、がん保険を推進してきた経過があります。

あくまで制度を補完するものとして、がん保険を推進してきた訳ですが、ここ数年、アフラックの代理店による「団体生命共済未加入組合員への勧誘」や団体生命共済と重複する「医療保険エバーの推進」など、補完の枠を超えた推進が横行していた実態がありました。そこで、県本部としてはアフラックと協議を行い、改めてアフラックと、その代理店である「みどりのキャベツ（有）」と各単組との間で協定書を締結し、これに基づき取り扱いを行うこととしました。

結果して、がん保険と医療保険エバーの両方を取り扱うことで協定を結んだ単組が多くなった訳ですが、「組織加入県」を維持するためにも、まずは団体生命共済の加入率を上げていくことを第一に取り組みを進めていただきたいと思います。

2. 単組における共済推進の基本形

（1）単組における共済推進の基本形

【図表6】

No.	項目	内 容	摘要
①	執行部学習会	共済推進は、執行部全体で行うものです。まずは、学習会から。	
②	全体学習会	推進対象者を選定し、学習会を開催します。	
③	グループ学習会	学習会参加者を中心に数名ごとのグループ学習会を開催します。	
④	個別オルグ	打ち合わせスペース等を活用し対面型推進オルグを行います。	

ア. 図表6の解説

「③ グループ学習会」：過去の全国共済集会において、グループ学習会の効果として以下のように報告がありました。

5人ずつの「ランチ学習会」を組合事務所で、意見交換会の形式で開催した。組合事務所に集めたことで、組合の様子を知ってもらうことができた。また、同期の仲間が複数いる中では警戒心もなく、気軽に推進の話を受け入れてくれた。

「④ 個別オルグ」：自席への訪問ではなく、打ち合わせスペース等を活用し対面型推進オルグを追求します。単組役職員だけではなく、組合員に影響力のある職場委員等の帯同を追求することにより、加入につながるものと思われます。

（2）特に配慮いただきたい点

【図表7】

No.	項目	内 容	摘要
①	学習会等の工夫	他県の加入拡大モデル単組において、「全体の学習会」⇒「数人のグループ学習会（意見交換会）」⇒「書記局（共済担当）からの個別アプローチ」の方法が実績に結び付いている事例が報告されています。単組状況等を勘案して、ぜひご検討ください。	

②	継続募集オルグについて	<p>県支部・こくみん共済 coop 福島推進本部からの支援者を受け入れて職場オルグを実施する単組については、支援者が「申込書回収係」になってしまうことのないように、次の点への配慮をお願いします。</p> <p>A：オルグ前段に共済セミナーを開催する。</p> <p>B：事前に制度を学習し、執行部全員でオルグに関わる。</p> <p>C：支援者を有効に活用し、昼休みや退庁後の職場毎の学習会を開催する。退庁後の学習会では個別相談の時間を確保する。</p> <p>D：支援者によるオルグについては「ポイントを絞って（今年は〇〇 庁舎というように）」実施する。</p> <p>E：学習会開催の翌日、出席者への個別相談を別室で行う。</p> <p>F：変更の意向のある組合員を事前に把握し、個別相談を別室で行う。</p> <p>G：変更のない組合員の申込書は、執行部や職場委員等が回収する。</p> <p>※ 職場オルグにおいては、例えば「家族全員分マイカー共済に切り替えて、〇〇万円節約できた！」などの実体験を持つ執行委員等が帶同し、伝えることにより、大きな成果が期待できます。ぜひ、執行委員会等において議論をお願いします。</p>	
---	-------------	---	--

(3) 単組における取り組み手法モデル

【図表8】

No.	項目	内 容	摘要
①	推進対象者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単組の加入状況を踏まえ、推進対象者の選定を行います。 <p>※ 加入状況一覧が必要な単組は、県支部までご連絡下さい。</p>	
②	学習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共済制度は、オルグ等において短時間で説明しきれるものではありません。上記①で決定した対象者による学習会を設定し、参加を呼び掛けて下さい。 	
③	グループ学習会（意見交換会）の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ ②の学習会参加者を対象に、数人ずつのグループ学習会（意見交換会）を開催して下さい。 ○ 例えば「執行委員も参加して、組合事務所で昼食を食べながらの意見交換会」など、参加者が意見交換しやすいように工夫をお願いします。 	
④	オルグの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自席への訪問ではなく、打ち合わせスペース等を活用し対面型推進オルグを追求します。 ○ 単組役職員だけではなく、職場委員等組合員に影響力のある組合員の帶同を追求することにより、加入につながるものと思われます。 <p>※ 統計上からも、保険の加入の決め手となるのは、友人知人等の身近にいる人の助言等が一番となっています。人間関係を活かした推</p>	

		<p>進が有効です。</p> <p>特に「家族の分も含めマイカー共済に切り替えたことにより掛金が大幅に下がった」「手術に伴う共済金でとても助かった」などという経験のある組合員から声掛けを行っていただくことは大いに効果があるものと思います。</p>	
⑤	フォロー（クロージング）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期間中に一度きりの声掛けで終わるのではなく、複数回の加入の呼びかけを行います。 ○ オルグ等の際の感触・学習会への参加状況についてオルグシート等を作成し残しておくことが、今後の推進（加入拡大）を図っていく中で重要なデータとなります。ぜひ、作成をお願いします。 	
⑥	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ この間の加入状況を考慮すると、長期共済（税制適格年金含む）の優位性、また、マイカー共済の掛金等を活かしたセットでの推進で結果が出ています。 ○ 消防組織を取り込んでいる単組は、消防職場の新規加入もご検討下さい（加入率アップにつながります）。 	

3. 主な共済種別毎の推進

【図表9】

No.	共済種別	推進方針	摘要
①	団体生命共済	<p>県本部に結集する自治労組合員の誰もが「最低保障額（現行D型）」へ加入することができるよう、「加入率80%以上継続」を重要課題として取り組みます。目標達成に向け、引き続き重点単組および加入拡大モデル単組を選定し、若年層組合員や退職を迎える組合員対策を中心に取り組みを強化します。加入率80%以上の単組は、加入率の維持・上乗せを目指します。また、ライフステージに合わせた型上げ、配偶者・子どもの加入拡大に取り組みます。</p> <p>また、2022年6月からは、新制度における募集となります。現行制度では、死亡保障と医療保障が予めセットされている型セット方式ですが、新制度では、組合員が死亡保障と医療保障を選択する（組み合わせる）ことができるようになります。まず推進にあたっては、組合員のライフステージに合せた必要保障額を導き出し、その上で死亡保障の型と医療保障のコースを選択し、掛金を確認・調整することになります。</p> <p>特に掛け金の上がる高齢層組合員に対しては、同様に必要保障額について説明した上で、必要があれば「高年層型」や「がん保障Cタイプ（51歳以上、改正初年度のみ1回限り選択可能）」の活用による掛け金抑制策について説明します。</p>	
②	長期共済・税	2021年5月末現在では、団体生命共済（本人）加入者13,121人に	

	制適格年金	<p>対し、長期共済加入者 7,295 人、付帯率 55.6%（2019 年度末 55.7%、2018 年度末 53.4%）と増加傾向にあるものの、約半数の加入状況に留まっています。特にここ数年、ライフプランセミナーの開催回数が増えてきており、長期共済（有利な予定利率）を活用した積立を行い、在職中の必要資金の確保や、退職後の保障設計を提案することにより、加入拡大につながってきています。</p> <p>自治労退職者団体生命共済の新設により、長期共済から移行できる保障は「年金給付と医療給付・遺族給付の終身」となります。今後も、総支部や単組におけるライフプランセミナーを支援するとともに、引き続きセカンドライフセミナーを開催し、より多くの退職予定者に移行制度の周知を図りながら、取り組みを進めます。</p>	
③	住まいの共済 (新火災共済・新自然災害共済)	<p>2015 年 2 月の制度改定により、「耐火構造建築物」の対象が拡大され、4 特約の新設（類焼損害保障・盗難保障・借家人賠償責任・個人賠償責任）がなされました。引き続きこれらを P R し、推進を図ります。さらには、2011 年の東日本大地震に続き、2016 年に熊本地震、2018 年 6 月に大阪府北部地震、そして福島においては、2021 年 2 月以降に東日本大震災の余震とされる比較的大きな地震が続き、また 2018 年 7 月の西日本豪雨や 2019 年 10 月の台風 19 号等の影響による豪雨災害なども発生し、多くの家屋が倒壊、流失するなど甚大な被害が生じました。多発する地震災害・豪雨災害への備えとして、生活再建に必要な保障である自然災害共済の加入推進を図ります。</p>	
④	こども保障満期金付タイプ	<p>2019 年 8 月に親子共済の制度改定が実施され、8 月発効以降の新規加入・追加加入契約を対象に、予定利率が引き下げられました。これに伴い「親子共済」の満期共済金の水準が下がり、組合員の死亡・重度障がい保障も下がることとなりました。これに替わり、満期共済金が払込掛金累計額を必ず上回る「こども保障満期金付タイプ」が新設されました。現在、「親子共済」と「こども保障満期金付タイプ」の 2 つの制度が共存している訳ですが、「親子共済」は積極的には推進せずに、「こども保障満期金付タイプ」を推進していきます。</p> <p>具体的には、「こども保障満期金付タイプ」は「団体生命共済子ども型」とセットでの加入を必須とし、「こども保障満期金付タイプ」を「団体生命共済子ども型」への加入推進のためのラインナップ制度として位置付け、取り組みを進めます。</p>	
⑤	じちろうマイカー共済	<p>じちろうマイカー共済については、単組と連携を図りながら組合員に「団体割引」や「弁護士費用等補償特約による起訴前対応」を積極的に P R し見積件数を増やし、具体的な掛金提示を行なながら加入推進を図ります。</p> <p>併せて、各自治体における分限条例の「失職の例外（特例条項）」</p>	

		<p>を次の内容へ改正」するよう取り組みを進めます。</p> <p>第〇条 任命権者は、法第 16 条第 2 号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとすることができる。</p>	
⑥	自賠責共済	<p>県本部・県支部は、2014 年 10 月 1 日から組合員利益の確保と組織利益を確保するため、全労済（当時）自賠責共済の単組取り次ぎでの推進を開始しました（単組取り次ぎの場合、1 件につき単組事務手数料 1,600 円が交付されます）。じちろうマイカー共済とこくみん共済 coop の自賠責共済をセットで加入することにより、損害調査がスムーズに行うことが可能となるメリットに加えて、事業推進費用・損害調査費用が全労済に付加されるため、マイカー共済の事業収支の改善につながり、契約者（組合員）へのサービス向上も期待できます。単組・組合員のご理解をいただきながら、車検満了案内を行うなどして加入拡大に取り組みます。</p> <p>さらには、自賠責共済の契約受付は、「自治労共済本部ルート」、「全労済推進本部ルート」および「指定整備工場ルート」の 3 ルートがあり、この内、「自治労共済本部ルート」については、①自治労共済職域への手数料の額が大きく、団体割引の上限割引率の適用への貢献度が高いこと、②共済掛金の納付書や自賠責証書の送付先を組合員が「自宅」とすることにより、単組事務が軽減されること、③共済掛金をコンビニで支払うことができること、からじちろうマイカー共済の保有契約の 20%を目安に「自治労共済本部ルート」を推進していきます。</p> <p>県本部・県支部は、共済推進委員会における決定に基づき、次により「自治労共済本部ルート」の推進を図ります。</p> <p>① 全単組で、自治労共済推進本部との間で、①自動車損害賠償責任共済の取り組みに関する協定書、②自動車損害賠償責任共済事務取扱に関する覚書の締結を目指します。</p> <p>② 自治労共済県支部の役職員、自治労県本部の役職員、および各単組の役職員（これらのうち、こくみん共済 coop の自賠責共済を利用していない方）については「自治労共済本部ルート」を中心に推進します。</p>	

4. 団体生命共済抜本改正後の推進について

団体生命共済の抜本改正後の推進、具体的には2022年6月の継続募集時からの推進について記載します。

前述の通り、現行制度では、死亡保障と医療保障が予めセットされている型セット方式ですが、抜本改正後は、組合員が死亡保障と医療保障を選択する（組み合わせる）ことができるようになります。

推進にあたってのポイント等は次のようにになります。

【図表10】推進にあたってのポイント等

① 組合員のライフステージに合せた必要保障額を導き出し、その上で死亡保障の型と医療保障のコースを選択し、掛金を確認・調整します。図表11～13に必要保障額の考え方を記載します。
② 組合員の可処分所得の向上のために、じちろうセット共済を総合的に利用し、保障を一本化するように誘導します。
③ 特に若年層組合員については、現行補償内容を継続した場合、掛金が徐々に安くなっています。掛け金が安くなることにより浮いてくるお金を、長期共済や税制適格年金への積み立てに回すことによって、資産形成を促します。
また、現行制度による推進において、じちろうマイカー共済の起訴前対応の優位性を理解しつつも、若年層組合員の「割高な団体生命共済の掛け金」がネックとなっていた事例がありました。改正後は、若年層組合員の団生掛け金が安くなることから、これまで以上に長期共済や税制適格年金とともに、「地方公務員のための自動車保険」である、じちろうマイカー共済をセットで強く勧めていく必要があります。
④ 「じちろう退職者団体生命共済」の新設により、退職後も85歳まで保障の継続ができるようになります。「じちろう退職者団体生命共済」を退職後の生命医療保障の基軸制度として、現行制度よりも充実した保障内容や低廉な掛け金となることを説明し、継続利用を促します。

以下、ライフステージ別の必要保障額の参考例（型・コースの選択例）を記載します。なお、死亡保障の必要額を詳細に計算するには「必要保障額診断シート」を使います。

【図表11】「医療保障コース」選択の目安（共通事項）

コース	入院日額	選択の目安	説明
23	3,000円	○30日程度の入院	①
24	4,000円	○大部屋で可	
25	5,000円	○30日程度の入院	②
26	6,000円	○4人部屋を希望	
27	7,000円	○短期入院を考慮	③
28	8,000円	○個室～3人部屋を希望	
29	9,000円		
30	10,000円		
31	11,000円	○短期入院を考慮	
32	12,000円	○個室を希望（入院を希望する病院の差額ベッド代によって選択）	
33	13,000円		
34	14,000円		
35	15,000円		

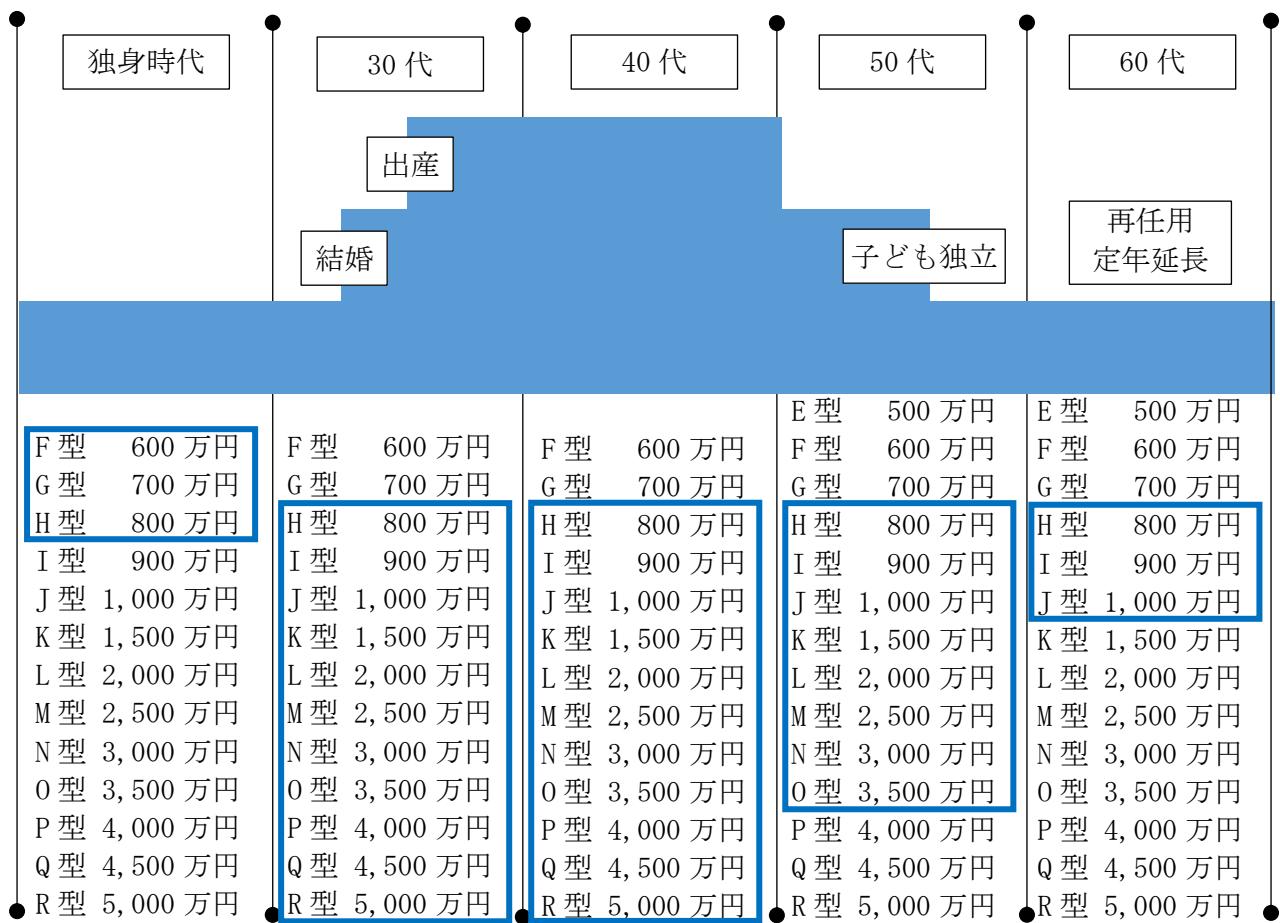
- | |
|--|
| ① 市町村職員共済組合や地方職員共済組合による付加給付制度により、医療費の最終的な自己負担額は月約 25,000 円です。仮に 30 日間入院（厚生労働省の患者調査による平均入院日数は約 30 日です）したとすると、1 日当たり 1,000 円の負担（A）ということになります。これに食事代 3 食分 1,380 円（全国一律、B）、テレビ代や日用品代（C）を加えると、A～C で約 3,000 円になります。 ⇒23 コース入院日額 3,000 円か 24 コース入院日額 4,000 円が適当と言えます。 |
| ② 病院には大部屋と呼ばれる 6 人部屋の他に、個室、2 人室、3～4 人室等があります。大部屋は公的医療保険が適用されるので、自己負担は生じませんが、大部屋以外の部屋にするとその差額、いわゆる差額ベッド代として全額自己負担となります。差額ベッド代は病院によって違いますが、4 人室で平均 2,500 円程度です。 ⇒4 人部屋を選択する場合には、25 コース入院日額 5,000 円か 26 コース入院日額 6,000 円が適当と言えます。 |
| ③ 最終的な自己負担額は月約 25,000 円ですが、短期の入院になると 1 日当たりの負担額は大きくなります。このことを考慮して、入院日額の高いコースを選択するという考え方もあります。 |

【図表 12】「死亡保障の型」選択の目安

ライフステージ (例)	死亡保障 (型)	左の根拠
○20 代独身	F型 600 万円 ～ H型 800 万円	死亡保障 F型 600 万円は、現行 D型 と同額の最低保障額です。「600 万円」については、主に若年層の独身時代の必要保障額として示していました。若年層であれば、例えば奨学金返済、車等のローン返済、葬式代（全国平均費用 200 万円）等を考慮し、600 万円あれば足りるだろうという設定になっています。
○30 代夫婦 ○共働き ○子どもなし	H型 800 万円 ～ J型 1,000 万円	夫婦のどちらかがお亡くなりになったとしても、生活は可能であるため、大きな死亡保障は必要ありません。 (概算額) □葬儀代・お墓費用他 500 万円 □当面（1 年分）の生活費 + α 単身世帯生活費月 20 万円 × 12 月 + α ≈ 300 万円
○30 代夫婦 ○共働き ※配偶者手取月 20 万 ○子ども 1 人（未就学）	K型 1,500 万円 ～ L型 2,000 万円	(概算額) □葬儀代・お墓費用他 500 万円 □生活費（月 25 万円 - 配偶者月 20 万円） × 12 月 = 年 60 万円マイナスとなります。遺族年金 151 万円があるので、考慮する必要はありません。 □子ども教育資金 1,000 万円 × 1 人 = 1,000 万円
(同上) ○子ども 2 人（未就学）	M型 2,500 万円 ～ N型 3,000 万円	(同上) □子ども教育資金 1,000 万円 × 2 人 = 2,000 万円
○30 代夫婦 ○妻パート	P型 4,000 万円 ～ R型 5,000 万円	(概算額) □葬儀代・お墓費用他 500 万円

※妻パート手取月 8 万円 ○子ども 2 人 (未就 学)		□生活費 (月 30 万円 - 妻月 8 万円) × 12 月 = 年 264 万円 (年 264 万円 - 遺族年金 171 万円) × (子ども 大学卒業まで) 16 年 = 1,500 万円 □子ども教育資金 1,000 万円 × 2 人 = 2,000 万 円
○50 代夫婦 ○妻パート ※妻パート手取月 8 万円 ○子ども (独立)	L型 2,000 万円 ～ M型 2,500 万円	(概算額) □葬儀代・お墓費用他 500 万円 □生活費 (月 20 万円 - 妻月 8 万円) × 12 月 = 年 144 万円 (年 144 万円 - 遺族年金 51 万円) × (妻 65 歳 まで) 15 年 = 1,500 万円
○60 代独身	H型 800 万円 ～ J型 1,000 万円	(概算額) □葬儀代・お墓費用他 500 万円 □その他 (家財処分費等) 300 万円

【図表 13】(組合員本人の死亡保障の目安)



5. その他

(1) 解約防止策について

福島における団体生命共済の月別の解約件数を見ると、5月が突出しています。本来は3月末で退職しても9月末までは契約期間が残っていることから、10月解約が突出するはずです。

これに関しては、以下のような課題があると推察されるので、改善へ向けて各単組の執行委員会（共済推進委員会）において議論をお願いします。

ア. 再任用者の組織化とチェックオフについて

まずは、再任用者の組織化とともに、再任用者のチェックオフ（共済掛金の給与からの引落し）を当局に要求し、しっかりと共済契約を継続していくことが必要です。

イ. 退職者の契約期間満了について

①再任用しないで3月末で退職する加入者や、②3月末で退職する再任用者（加入者）については、9月末まで契約期間が残っていることを説明するとともに、組合における退職後の掛金管理を行うようにお願いします。